

「(仮称)京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例」の制定に係るパブリックコメントの実施結果

パブリックコメントの概要

- 1 意見募集期間 令和4年5月12日(木)から6月10日(金)
- 2 意見募集対象者 市内に在住、通勤、通学する人、市内に事務所・事業所を有する個人、法人・団体
- 3 意見募集方法 閲覧場所にある意見募集用紙(ホームページからダウンロード可)を持参または郵送、電子メールによる
- 4 意見提出者 12名(電子メール12名)
- 5 意見の数 12件
- 6 対応状況

区 分	件数
素案に追加、または修正するもの(追加修正)	0
素案に趣旨を記載済みのもの(趣旨記載)	2
条例の施行段階で参考とするもの(参考)	0
その他(その他)	10
合 計	12

「(仮称)京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例」の制定に係るパブリックコメントの実施結果

番号	意見	区分	意見に対する市の考え方
1	<p>現在同志社山手 1 丁目に建設が予定されているペット火葬場について断固反対いたします。</p> <p>新興住宅街地に火葬場を建てる等理解出来ません。直接健康被害がないことは重々承知していますが精神的な 2 次被害を受けます。焼却時に発生する気体の匂いや洗濯物への付着、住宅や土地の資産価値への影響(転勤等で手放す場合近くに火葬場があると売り難くなる)等、長期的に考えると鬱病の発症に繋がりがねません。</p> <p>この自然豊かな京田辺市で土地が沢山ある中、わざわざ住宅街に建てることはないと考えます。</p> <p>以上、宜しくお願いします。</p>	その他	<p>ペット霊園については、その存在は、一定有意なものと認識しており、一定のルールに基づく事業の適正化への誘導が重要と考えています。</p> <p>なお、条例の施行の日以前から既にペット霊園が設置されている場合や設置に係る手続きに着手している場合には、条例による規制は行えないこととなります。</p>
2	<p>ペットも家族と言われるようになってきています。すなわち、人の火葬場と同じ扱い(法律、条令)が適切なのではないのでしょうか。</p>	その他	<p>ペット霊園については、その存在は、一定有意なものと認識しており、一定のルールに基づく事業の適正化への誘導が重要と考えています。</p>

<p>3</p>	<p>同志社山手内へのペット火葬場の建設に強く反対します。京田辺市の今後の発展を考えるのであれば、また京田辺市の核となる3つのエリアのうちの1つ、南エリアの発展を考えるのであれば間違いなく住宅地への火葬場の建設をストップしないとイケません。これは小さな話ではなく、本当に重大なことです。</p> <p>これからフォレストモールが建設され、まちがいなく同志社山手の人口が増えるきっかけになるになると思います。こんな大きなチャンスが訪れているにも関わらず、住宅地内に火葬場ができるとなると、同志社山手に住むことを諦めて木津川市や他の地域を選ぶ人がまちがいなく出てきます。また、今同志社山手に住んでいる人も、そのことがきっかけで移ってしまう人もまちがいなく出てくるでしょう。</p> <p>人体への影響が～とか、科学的には～とかそんな話じゃなく本当に嫌なんです。ゆったりと何も不安なく過ごせる自分のたった1つのマイホームの近くに火葬場ができるのが嫌なんです。</p> <p>フォレストモールの誘致や業者による同志社山手のCM、イベント等ここまで色々な人や業者の血の滲むような努力は、火葬場が建つことで全て水の泡となります。</p> <p>小さな話のようで、これは同志社山手の、そして京田辺市の今後が掛かった大きな話です。どうか建設をストップしてください。私自身、この結果で京田辺市への信頼を失ってしまうかもしれません。</p> <p>京田辺市には住宅地以外にも多くの未開発のエリアがあります。それらの地域での建設を進めるべきです。</p>	<p>その他</p>	<p>ペット霊園については、その存在は、一定有意なものと認識しており、一定のルールに基づく事業の適正化への誘導が重要と考えています。</p> <p>なお、条例の施行の日以前から既にペット霊園が設置されている場合や設置に係る手続きに着手している場合には、条例による規制は行えないこととなります。</p>
----------	--	------------	--

4	<p>同志社山手内にペット霊園の建設予定があり非常に困惑しています!</p> <p>早くお願いします!</p>	その他	<p>早期の条例制定を目指して、関係する作業を進めています。</p>
5	<p>自治会回覧板にて当該施設の建設を知りました。</p> <p>京田辺市様としても今回の条例を検討されている以上現在申請されている施設計画についての許可を保留していただけるよう要望します。</p> <p>UR、京田辺市、同志社大学が共同で行った事業としての同志社山手開発時のコンセプトを遵守頂きたいです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	その他	<p>条例の施行の日以前から既にペット霊園が設置されている場合や設置に係る手続きに着手している場合には、条例による規制は行えないこととなります。</p>
6	<p>ペットの火葬や霊園の需要がますます高まる今後、京田辺市でも早急に【ペット霊園設置に関する条例】の制定、及び速やかな施行をお願い致します。</p> <p>過去に大阪堺市でも、住宅地に突如火葬場併設のペット霊園が建設され、住民とトラブルになった事例がありました、同じような事態にならぬよう自治体における一定の規制が必須です。事前に住民に十分な説明と、理解がされないまま、火葬炉や霊園が設置される事態は避けたいです。</p> <p>火葬炉や霊園は、排煙や臭いの問題だけでなく、住宅地の景観も著しく損ないます。建設が始まってからでは手遅れです。</p> <p>早期の【ペット霊園設置に関する条例】の制定と施行を、強く望みます。</p>	その他	<p>早期の条例制定を目指して、関係する作業を進めています。</p>

7	<p>掲題の件、素案を拝見し内容、賛同できるものと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。最近のペットブームでこのような斎場の話が出てくるのは理解できますが、そもそも、以前の法令では規制されないというかそのようなことを行政も想定していないということであり、是非、この機会にきちっとした行政の考えを示してもらいたいです。</p> <p>大概、このような斎場は少し山の中に入ったところにあるのが普通ですし、ましてや、新興住宅街の真ん中に位置するのはどうかと考えます。このような施設があると、心情的に、新規入居者もためらうと思いますし、また、売却時などで買い手がつかない、またはそのために買い取り価格が低く見積もられるなど、影響が出ることも容易に予想されます。</p> <p>今回は非常に良い機会と考えますので、条例の制定の方、どうぞよろしくお願いいたします。以上。</p>	趣旨記載	<p>ペット霊園事業が公衆衛生上、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、また、周辺地域において、良好な生活環境の保全が図られるよう、条例制定に向けた作業を進めています。</p>
8	<p>直近の事例で言えば、堺市で住民と業者のトラブルが報道されています。</p> <p>条例制定が間に合わず、建築確認が降りてから条例が制定されたため、業者とのトラブルが発生していると認識しています。</p> <p>堺市の事例を受けて枚方市では早々に条例の制定を行い、京都市ではすでに条例が制定されていたようですが、住民移入人口が多い京田辺市でも早々に対応をとることを要望します。</p> <p>火葬炉施設をもつ霊園の建築については反対ではありませんが、場所は考慮するべきだと思います。住宅地の近隣に出来た場合は、やはり近隣住民の方にとっては気持ちのいいものではないはずです。また、火葬炉、移動火葬炉についても、噴煙、灰、臭気などに100%問題がないとは言えないと思います。</p> <p>豊かで静かな住環境を守るためにも、住宅居住地域の設置については許可制にすることを願います。</p>	趣旨記載	<p>ペット霊園の設置について、既存法令上、規制するものがなく、まちづくりや土地利用の観点から、設置が不適と考えられる地域においても、住民にとって忌避感情の強いペット霊園が開設される可能性があるため、ペット霊園の設置基準や事業者と近隣住民とのトラブルを未然に防ぐ手続きなど、実効性のある規制を設けることが有効であると考え、条例制定に向けた作業を進めています。</p>

9	<p>同地区にペット霊園の建設計画があるのをこの度初めて知りました。</p> <p>同地区は同志社大学南側に有り、環境景観も良く、建設地向かいには今年中に大型商業施設フォレストモールがオープンします。開店すれば他の自治体からも多く方々が集まります。食品を扱う店舗、飲食店の周辺にペット霊園を建設するのは言語道断であり、市のイメージダウンにもなります。</p> <p>私達は、この地の好環境に魅せられて京田辺市に転入しています。</p> <p>ペット霊園の建設には断固反対します。</p> <p>京田辺市には厳しい条例の施行を早急に望みます。</p>	その他	<p>ペット霊園については、その存在は、一定有意なものと認識しており、一定のルールに基づく事業の適正化への誘導が重要と考えています。</p> <p>早期の条例制定を目指して、関係する作業を進めています。</p>
10	<p>同志社山手に建築予定のペット霊園について、住宅地の中で幹線道路に面した景観の良い場所に霊園を作る意味が理解できません。向かいには商業施設も建設中で、明らかに場違いです。</p> <p>それが可能なら条例の不備です。</p> <p>早急にペット霊園建築を差し止める条例設置を求めます。</p> <p>設置予定の場所は、生きている人間の居住する場所です。</p> <p>さらに、霊園建築はそこに住む住民だけの問題ではありません。</p> <p>京田辺市として、街並みをまもり美しい景観を守る義務があると思います。それを許すようであれば、地方自治体として何をしているのか、責任を問われる事態だと思います。</p> <p>適切な判断をお願いします。</p>	その他	<p>ペット霊園については、その存在は、一定有意なものと認識しており、一定のルールに基づく事業の適正化への誘導が重要と考えています。</p> <p>現在、制定に向けた作業を進めて条例は、ペット霊園事業が公衆衛生上、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、また、周辺地域において、良好な生活環境の保全が図られることを目的としています。</p>

<p>1 1</p>	<p>京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例」の制定に賛成します。</p> <p>当該施設の住宅街への設置は、長期にわたり周辺住民とのトラブルが予想されるため、京田辺市として設置を認めないよう早急に条例制定していただきたい。</p> <p>特に、火葬施設に関しては、周辺住民への匂いや煙害等の実害に加え、精神的な苦痛も生じる。また、ダイオキシン類の発生が見込まれるため、近隣住民へ長期にわたる健康被害が発生する恐れがある。ダイオキシン類は、分解されにくく、低濃度であっても生殖機能等への影響があり、世代を超えた健康被害に繋がる恐れがある。土壌や大気濃度の長期的な許容量については国も特措法で厳しく管理しているものである。民家周辺での火葬施設の安易な設置は、小さな子供たちの健康に対する長期的な影響が危惧される。また、住宅地の不動産価値の低下等も懸念される。</p> <p>以上のような理由から、京田辺市は、安全・安心な住民生活を保護するため、こうした施設の設置や運営に対して厳しく管理すべきであり、また条例施行前に設置された施設に対しても、条例の内容に基づいて同様に管理するようお願いしたい。</p>	<p>その他</p>	<p>ペット霊園事業が公衆衛生上、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、また、周辺地域において、良好な生活環境の保全が図られるよう、条例制定に向けた作業を進めています。</p> <p>なお、条例の施行日以前から既に設置されているペット霊園や設置に係る手続きに着手している場合には、条例による規制は行えないこととなります。</p>
------------	--	------------	---

<p>1 2</p>	<p>固定資産税の他、高い「都市計画税」を12年以上にわたって支払ってきました。よりよい住環境を作るための都市計画税のほ づが、極近隣にペット焼却場では全く割に合いません。全力で回 避できるようにお願いいたします。</p> <p>1. 住宅地から100m以内では作れないのは近すぎます。複数の 住宅地が入る場合は最低「500m」の距離は必要でしょう。ポ ツンと一軒家の場合でも200mは必要でしょう。</p> <p>2. 京田辺市の所有地で、①のような条件に合致する土地はないの でしょうか。有れば、逆にそこを京田辺市内で施設を設置する場 合の「指定地」とするような条例がいいのではないのでしょうか。</p> <p>3. 条例施行前に建設されてしまった場合でも、いろいろな手は打 てると思います。</p> <p>例えば、a・・・排気ガス、排気微粒子等について基準値を 守らせ定期的(3ヶ月に一度ぐらい)に自主検査を実施させ報 告を義務づける。</p> <p>b・・・aとは別に、市が抜き打ちで年に複数回検査を行う。</p> <p>c・・・焼却灰を不当投棄しないよう監視を強め(施設外へ の持ち出しを禁止する等)、市が廃棄の処分を担い高額の処分 料を徴収する。</p> <p>d・・・1体焼却毎に、市の特別税をかけ(払っていてもは収益 が出ないほどの額を定め)徴収する。</p> <p>e・・・もしこのまま建設されたら、「学研都市としての同 志社山手」から「ペット焼却山手」へと住環境は大きく低下し、 各自の土地や住宅の資産価値は下落するでしょう。</p> <p>その補償を求める訴訟や焼却排気物を吸引することへの精神 的苦痛に対する補償を求める訴訟等が「集団訴訟」のような形で 湧き上がることが想定されます。その場合、市として住民側に立 ってサポートが行えるよう配慮をお願いしたい。</p>	<p>その他</p>	<p>ペット霊園については、その存在は、一定 有意なものと認識しており、一定のルールに 基づく事業の適正化への誘導が重要と考 えており、早期の条例制定を目指して、関係す る作業を進めています。</p> <p>ペット霊園の設置に係る離隔距離の規定 については、指針等の示されたものがないた め、他の自治体における同様な条例の規定状 況などを参考にし、本市においては、社会通 念的な概念として、一団の区域において、一 般的な生活環境を営む上で、その生活環境に 影響を与える可能性がある範囲を概ね10 0mの範囲とみなして離隔距離の規定を設 けています。</p> <p>なお、条例の施行日以前から既に設置され ているペット霊園や設置に係る手続きに着 手している場合には、条例による規制は行え ないこととなります。</p>
------------	--	------------	--